公文書と私文書の境目は？

熊田保文書：GHQに報告された敗戦直後に焼却処分した文書のリスト

前回、愛知県庁文書を素材にして公文書管理の難しさを取り上げたが、今回は私文書を素材としてその奥深さについて考えてみよう。

私文書とは個人が所有している日記や手紙のようなプライベートな文書であって、公文書のような役所で作られた業務文書とは異なる…と思われている。だが、人間とは社会的な生き物であって、会社や学校や町内会といった何らかの組織やコミュニティと関わりを持って生活を送っている。そして、そうした活動のなかでさまざまな文書を作成している。公文書も役所で管理されているから公文書だが、それを作ったのは職員という個人であって、その個人がいろいろな事情で自宅に持ち帰って、そのままどこかにしまわれると私文書となる。

最近では職員が文書を職場外に持ち出すことは何かと厳しくなったが、ちょっと前までは当たり前に行われていた。佐藤栄作首相がニクソン大統領とのあいだで結んだいわゆる沖縄返還をめぐる密約文書といわれるものを自宅に持ち帰っていたという「事件」がニュースになったことがある。これは極端な事例ではあるものの、まずいから隠しておこうといった意図的なものではなく、公私の分別の曖昧さが要因となって起きたケースの一つと考えるべきだろう。年中公務といえる首相のような立場なら、首相官邸であろうが私邸であろうがどこでも仕事場であるからなおさらである。

そもそも役所では、大切な決裁文書は公文書として管理されるが、報告書や会議での配付資料、決裁前の草案とか個人的な意見書といったものは公文書として扱われずに、そのまま職員の手許に残って私文書化しやすい傾向がある。

当館にも政治家や官僚・軍人だった個人の私文書が多く所蔵されている。これらは日記のようなプライベートなものよりも本来は公文書だったものが私文書化したもの、しかも機密性の高いものも多く、現在では歴史的価値の高いものとなっている。

さて、今回取り上げる文書は、俘虜情報局長だった熊田保という人物の私文書である。俘虜情報局は日米開戦を機に連合国軍の捕虜を管理するために設けられた陸軍の組織であった。そのため、敗戦になると多くの文書が焼却処分され、長官（軍人）は自決した。

熊田は戦時中から戦後にかけて俘虜情報局に所属したが、その過程で多くの文書が手許に残った。これらは、現在では、数少ない俘虜情報局文書として歴史的に貴重なものである。なかでも面白いのは、敗戦直後に焼却処分された経緯と処分された文書のリストが含まれていることである。日本の役所の不思議さは、連合国に押収されることを恐れて焼却処分したにもかかわらず、連合国から焼却処分した経緯とそのリストを提出せよと命じられると、一転して真面目に応えているところである。私文書にはこのようなものまで混在しているのかをイメージできる興味深い事例といえよう。

（加藤聖文）